

## 神戸市立工業高等専門学校教育表彰制度に関する要綱

2023年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市立工業高等専門学校教育表彰制度に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 教育表彰制度は、本校における教育又は授業の向上に貢献したと認められる教職員を表彰し、本校の教育の発展に寄与することを目的とする。

(教育表彰委員会)

第3条 教育表彰者を選考するため、教育表彰委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。

2 委員は、校長、教務主事、学生主事、専攻科長、事務室長、各学科長及び一般科長とする。

3 委員長は校長とする。

4 委員長は、選考を円滑に行うため、表彰選考補助者（以下、「補助者」という。）を任命することができる。

5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する教務主事はその職務を代行する。

(表彰)

第4条 表彰は、次の2部門とし、原則として、年度ごとに、それぞれ1名又は1グループとする。

(1) 授業に関する新たな取組など、学力の向上に関して顕著な成果が認められた者又はグループ。

(2) 前号以外の取組で、顕著な成果が認められた者又はグループ。

(被表彰者の資格)

第5条 教職員全員が被表彰者の資格を有するものとし、候補者は、自薦又は他薦を問わない。

(選考の方法)

第6条 候補者の成果に関する認定結果及び意見聴取に基づいて選考する。

2 委員会又は補助者は、候補者又は全教職員に対して、個別に意見を聴取することができる。

(被表彰者の義務)

第7条 表彰された教職員又はグループの代表者は、その成果や取組及び考え方などを広く全教職員に伝えるため、講演又は報告を行わなければならない。

(その他)

第8条 この要綱の改廃は、委員会の議を経て定める。

附 則

この要綱は、2023年4月1日から施行する。